

## (2) 経営所得安定対策等の概要(平成29年度予算)

### 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

【1,950(1,948)億円】

【水田・畑地共通】

- △ 担い手経営安定法に基づき、諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物を対象に、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する支払金を直接交付

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象(規模要件は課しません)】

【交付単価は29年産～31年産まで適用】

【数量払】

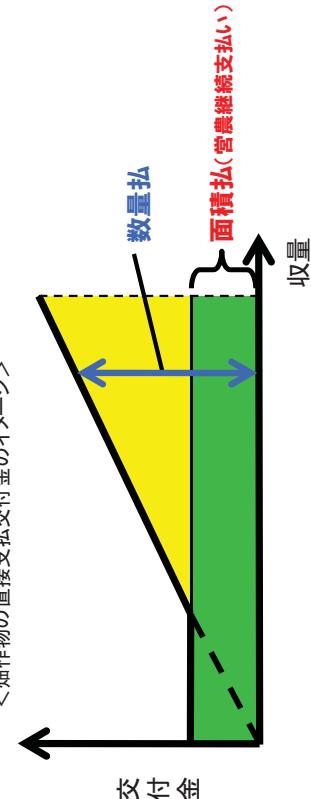
対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦〔水田・畑地〕	6,890円／60kg	てん菜	7,180円／t
二条大麦〔水田・畑地〕	5,460円／50kg	でん粉原料用丸大豆	11,610円／t
六条大麦〔水田・畑地〕	5,690円／50kg	そば〔水田・畑地〕	16,840円／45kg
はだか麦〔水田・畑地〕	8,190円／60kg	なたね〔水田・畑地〕	9,920円／60kg
大豆〔水田・畑地〕	9,040円／60kg		

【面積払(営農継続支払)】

当年産の作付面積に基づき交付

2万円／10a(そばについては、1.3万円／10a)

＜畑作物の直接支払交付金のイメージ＞



### 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

【746(753)億円】

【セーフティネット】

- △ 担い手経営安定法に基づく、農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度
- △ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合は、減収額の9割を補填(対策加入者と国が1対3の割合で拠出)

### 経営所得安定対策等推進事業等

【83(83)億円】

- △ 対策の運営に必要な経費を措置するとともに、対策の推進、作付面積の確認等を行う都道府県・市町村等に対して、必要な経費を助成等

### 水田活用の直接支払交付金

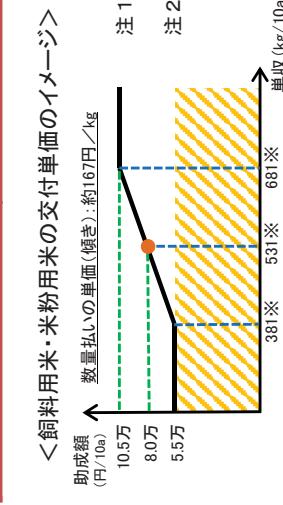
【3,150(3,078)億円】

- △ 水田で飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付

【販売農家又は集落営農が対象】

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円／10a
WCS用稻	8.0万円／10a
加工用米	2.0万円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円／10a



### 產地交付金

- △ 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な農産物の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、ニ毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組組を支援※ 交付金の交付に当たっては、米の生産ができるない農地を交付対象から除外するための基準の明確化等の措置を講じます。

### 米の直接支払交付金

【714(723)億円】

- △ 生産数量目標に従つて生産した販売農家又は集落営農が対象

△ 激変緩和のための経過措置として、29年産までの時限措置として実施(30年産から廃止)

7,500円／10a

# 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

H29予算 1,950億円

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付します。支払いは、生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付される面積払（営農継続支払）を数量払の内金として先払いします。

## 【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です（いずれも規模要件はありません）。交付対象者の要件については、6～8ページを参照してください。

## (1) 面積払（営農継続支払）

### ① 交付対象面積

数量払の対象となる麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の作付面積

### ② 交付単価

営農を継続するために必要最低限の経費が賄える水準

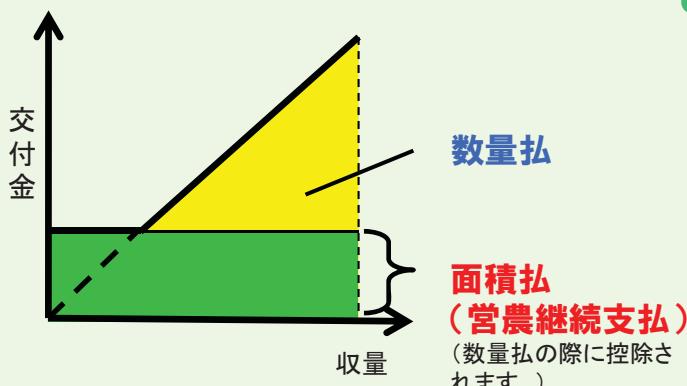
2.0万円／10a（そばは1.3万円／10a）

※ 面積払（営農継続支払）を受けた場合、数量払の交付額から、面積払の交付額が控除されます。

### ③ 交付対象者

対象作物の当年産の作付けが確認でき、数量払の交付申請を行う農業者

## 数量払と面積払 (営農継続支払)との関係



## (2) 数量払

### でん粉原料用ばれいしょ

品質区分 (でん粉含有率)	$\leftarrow$ (+0.1%ごと)	19.5%	$\rightarrow$ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ	+64円	11,610円	▲64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

面積払（営農継続支払）の交付金を受けた農業者には、数量払の交付対象数量を面積払の交付対象面積で除した単収が、市町村等別の基準単収の2分の1に満たない場合、その理由書を提出していただきます。

自然災害等の合理的な理由がない場合は、交付済みの面積払（営農継続支払）の交付金を返還していただきます。